

広報 みさと 号外

第 11 報 平成 29 年 3 月 2 日発行

一部損壊世帯へ 義援金配分が決定

詳細は裏ページをご覧ください

このたび、広報みさと号外第 11 報を作成しました。今回は、り災証明や義援金についてのお知らせをします。ぜひご一読ください。



一部負担金の免除証明書の有効期限を延長します

延長期限は平成 29 年 **9 月 30 日**までです
現在お持ちの免除証明書が**そのまま使えます**

国民健康保険または後期高齢者医療にご加入されている方で、熊本地震により家屋の被害が「半壊」以上の被害を受けられた方について、医療機関等の窓口負担を免除する「免除証明書」を発行しております。現在お持ちの免除証明書の有効期限は「平成 29 年 2 月 28 日まで」と記載されていますが、平成 29 年 3 月 1 日以降も、上記の日程までは免除証明書を医療機関に提示することで引き続き免除されます。



下記のどれかに該当される方で
免除証明書を持っていない方は交付申請をしてください

国民健康保険または後期高齢者医療にご加入の方のうち

- ①住家が半壊以上の被害を受けた方
- ②主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負われた方
- ③主たる生計維持者が行方不明である方
- ④主たる生計維持者が業務を廃止、または休止された方
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

なお、国民健康保険または後期高齢者医療以外の協会けんぽや健保組合などの医療保険にご加入の方は各保険者に直接お問い合わせください。

- ◇申請先 【中央庁舎】 住民課 保険年金係
 【砥用庁舎】 健康窓口課 総合窓口係
- ◇持参するもの 被保険者証・り災証明書・印かん
- ◇問合せ先 住民課 保険年金係 ☎46 - 2113 (直通)



一部損壊世帯へ県の義援金を配分します

県の義援金配分に基づき、これまで支援が届かなかった一部損壊世帯に対しての義援金の配分が決定されました。その条件は以下のとおりです。

条件

平成 28 年熊本地震によって住家に被害があり、り災証明書で一部損壊の判定を受けた世帯のうち、住家の修理費用に 100 万円以上を要した世帯

配分される義援金額

一律 10 万円

修理の対象範囲

日常生活に欠くことができない部分の修理（内装や外構のみの工事、家電製品の修理等は対象になりません。）

| | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  対象となる 工事箇所・部分 | <ul style="list-style-type: none"> ・屋根、柱、床、外壁、基礎等 ・ドア、窓等の閉口部（ガラス・鍵の交換も含む） ・上下水道、電気、ガス等の配管・配線、給排気設備（換気扇等） ・衛生設備（便器、浴槽等）・給湯設備（電気温水器等） <p>※上記の対象箇所・部分であっても、壊れていない場合の取り換えやリフォーム、グレードアップは対象となりません。</p> |
|  対象とならない 工事箇所・部分 | <ul style="list-style-type: none"> ・内装（間仕切り壁、壁紙、天井の仕上げ、ふすま、畳、障子等） ・外構（門、車庫、カーポート、塀、柵等） ・家電製品 <p>※ただし、壊れた床の修理と合わせて畳等の補修を行う場合には 1 戸当たり 6 畳相当を限度として、また、壊れた外壁の修理と共に内装の補修をする場合には、当該壁の部分に限り対象となります。</p> |

申請に必要なもの

- ①「平成 28 年熊本地震」義援金配分申請書（一部損壊用）
各庁舎の被災者支援相談窓口を設置してあります。（町ホームページからもダウンロードできます）
- ②り災証明書（一部損壊の判定をされたもの）
- ③工事費の領収書（領収書は税務署へ提出する場合があります）
- ④修理工事の内容が分かる書類等（工事内訳書、工事明細書、見積書等）
※工事内訳書等の提出が困難な場合は、申出書と工事前後の写真が必要となります。
- ⑤申請者名義の預金通帳の写し・印鑑
- ⑥申請に来られる方の身分証明書（運転免許証、健康保険証等）
※申請者は、原則として世帯主です。
※申請者以外の方が申請に来られる場合には、申請者からの委任状と本人確認ができるものが必要です。

申請期間等

- ◇申請期間（予定）
3 月 1 日（水）～平成 30 年 3 月 30 日（金）（土日祝日等の閉庁日を除く）
- ◇受付場所 各庁舎被災者支援相談窓口
- ◇受付時間 8 時 30 分～ 17 時まで

住家の修理費用が 100 万円未満の一部損壊世帯のみなさんへ

美里町義援金配分委員会では、住家の修理費用が 100 万円未満の一部損壊世帯についても、義援金の配分を検討中です。支給金額や手続き方法など、詳しい内容については決定しだい皆様へお知らせします。

問合先 福祉課子ども・生活支援係 ☎ 4 7 - 1 1 1 6（直通）